係会社であること		
等であること	に改め、同表の記載要領第１号中「第66条の６第11項」を「第66条の６第14項」に改め、同第七号中「第66条の９の２第11項」を「第66条の９の２第14項」に改め、同号を同第八号	
あること		

とし、同第六号を同第七号とし、同第五号を同第六号とし、同第四号中「に規定する場合に該当するときは」を「の規定の適用を受ける場合には」に、「第６号」を「第７号」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等であること　⑲」の欄　「清算部分対象外国関係会社又は」を消すこと。

⑵　「⑵の事業年度が特例清算事業年度であること　⑳」の欄　「⑵の事業年度が特定清算事業年度であること　⑳」として記載すること。

別表十七㈢の三の記載要領第１号中「第66条の６第６項」を「第66条の６第８項」に改め、同第二号中「第66条の６第６項第１号イ」を「第66条の６第８項第１号イ」に改め、同第四号中「第66条の６第６項第１号ロ」を「第66条の６第８項第１号ロ」に改め、同第五号中「第39条の17の３第５項第１号」を「第39条の17の３第３項第１号」に改め、同第六号中「第39条の17の３第５項第２号」を「第39条の17の３第３項第２号」に改め、同第八号中「第39条の17の３第10項第１号」を「第39条の17の３第８項第１号」に改め、同第九号中「第39条の17の３第10項第２号」を「第39条の17の３第８項第２号」に改め、同第十号中「第39条の17の３第10項第３号」を「第39条の17の３第８項第３号」に改め、同第十五号中「第66条の６第６項第１号」を「第66条の６第８項第１号」に改め、同第十七号中「第66条の９の２第６項」を「第66条の９の２第８項」に改める。

別表十七㈢の三付表の記載要領第１号中「第66条の６第６項」を「第66条の６第８項」に改め、同第二号中「第39条の17の３第20項各号」を「第39条の17の３第18項各号」に、「第66条の６第６項第８号」を「第66条の６第８項第８号」に改め、同第三号中「第39条の17の３第30項」を「第39条の17の３第28項」に改め、同第四号中「第39条の17の３第31項」を「第39条の17の３第29項」に改め、同第五号中「第66条の９の２第６項」を「第66条の９の２第８項」に改める。

別表十七㈢の四の記載要領第１号中「第66条の６第８項」を「第66条の６第10項」に改め、同第二号中「第66条の６第８項各号列記以外の部分」を「第66条の６第10項各号列記以外の部分」に改め、同第六号中「第66条の９の２第８項」を「第66条の９の２第10項」に改める。

別表十七㈢の四付表の記載要領第１号中「第66条の６第８項」を「第66条の６第10項」に改め、同第四号中「第66条の９の２第８項」を「第66条の９の２第10項」に改める。

別表十七㈢の六の記載要領第１号中「令和５年法律第69号。」を削り、「防衛財確法」という。）」を「特別措置法」という。）第５条の31第１項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）若しくは」に改め、同第二号中「防衛財確法」を「特別措置法第５条の31第１項若しくは」に改める。

別表十七㈢の九の記載要領中「第66条の９の２第11項」を「第66条の９の２第14項」に改める。

別表十七の二㈢の記載要領第二号中「（租税特別措置法」の次に「第67条の16第１項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得又は同法」を加える。

別表十八㈠の記載要領第１号⑼を削る。

別表十八㈡の表を次のように改める。